

# 目次

## 重点要求項目

I	災害に強いまちづくりで、いのちを守る市政に	1
	◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を	1
	◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを	2
	◆災害に備え、市・区役所の体制強化を	3
II	憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、 国に対し次の項目の実現を求めること	3
III	市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること	4
IV	市民の福祉とくらし・営業を守る市政運営を	5
V	青年がいきいきと住み続けられる京都市を	9
VI	原発からの撤退を	10
VII	再生可能エネルギー政策の抜本的強化を	11

## 分野別要求項目

1	福祉・医療の充実を	12
	◆医療・保健の充実を	12
	◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を	13
	◆保育・子育て支援の充実を	14
	◆障害者福祉の充実を	16
	◆生活保護・生活支援の充実を	16
2	競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を	18
3	環境対策とごみ減量の推進を	19
4	文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を	20
5	中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用対策の強化を	21
6	農林業の振興を	23
7	安心して住み続けられるまちづくりを	23
	◆安全安心の消防活動を	23
	◆安心して住み続けられるまちづくりを	23
	◆上下水道事業の充実を	25
8	市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ることを	26
	◆公共交通を軸とした交通体系を	26
	◆市バス・地下鉄の改善を	27
9	生活道路優先の道路環境整備を	28
10	公正・公開・市民参加の市政運営を	28

## 重点要求項目

☆は新規要求項目

### I 災害に強いまちづくりで、いのちを守る市政に

#### ◆災害復旧・生活と生業再建支援のための制度拡充を

- ① 以下の点について、国・府に要望すること
  - ☆・豪雨による河川の氾濫、ダムの放流、洗堰・ひ門の操作についての実態と教訓を明らかにするとともに、総合的な治水対策を行うこと。
  - ☆・被災者生活再建支援法について「住宅の一部損壊までの対象拡大」や「支援金の上限を300万円から500万円に引き上げ」などの改善を図ること。
  - ☆・農林業、福祉施設等の災害復旧費国庫補助金については、遡及を認める等迅速な対応ができるよう制度を見直すこと。
    - ・被災者の自立の大きな障害となっている既存ローンの負担軽減をすること。
- ② 京都市被災者住宅再建等支援制度を恒久化し、床下浸水や家屋の損傷への対応など対象をさらに拡大すること。
- ☆③ 相談窓口や現行の被災者支援制度について、市民に分かりやすく周知すること。
- ☆④ すべての出張所で被災者支援に関わる制度の申請書類を配備し、罹災証明の発行や相談業務を行える体制をとること。
- ☆⑤ 屋根などの損壊に対し、雨に備えたブルーシートの貸し出しを行うこと。
- ⑥ 被災した中小商工業者の事業再建支援は、事業用施設・設備などを直接支援の対象にすること。
- ⑦ 被災農業者の早期の営農再開ができるよう、農地や農機具・施設の復旧に支援を強めること。
- ☆⑧ 避難所の開設・運営については、自主防災会や学校に全面的な聞き取り調査を実施し、検証の上、教訓を明らかにし、以下の点にとりくむこと。
  - ・避難所運営機材の充実や行政的支援の抜本的改善を図ること。
  - ・エアコン設置など暑さ・寒さ対策、トイレの洋式化、テレビ設置、簡易ベッドの配備など、指定避難所の抜本改善をはかること。
  - ・要配慮者の避難所確保等について、福祉避難所の誘導をはじめ、避難のあり方を再検討すること。
  - ・「土砂災害警戒区域内」、「立退き避難が必要な区域内」にある指定避難所については場所を別に確保するなど、安全確保について検討すること。
  - ・避難所開設、運営にかかる地元負担を軽減すること。

- ・市営住宅を避難所として位置づけ活用すること。
- ☆⑨ 被災者に提供する住宅を各行政区に確保すること。

◆地震・風水害・土砂災害に強いまちづくりを

- ⑩ 国・府と協議を行い、河川の越水・漏水防止、集中豪雨による急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。土木事務所等の職員を増員し、災害時の体制を強化すること。
  - ⑪ 土砂災害警戒区域に指定された78学区について、土砂災害ハザードマップの周知及び、防災対策の強化を図ること。また、国や府と連携し、速やかに急傾斜地崩落危険箇所の対策を具体化すること。
  - ⑫ 大規模盛土による開発地域など、宅地の地すべり危険地域マップについて市民への周知を徹底するとともに、国・府とも連携し、対策を強化すること。
  - ⑬ 京都府が亀岡市に計画している「京都スタジアム（仮称）」建設は、水害など京都市域への影響も懸念され、計画は白紙に戻し再検討するよう京都府に求めること。
  - ⑭ 国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき、京都市独自の対策指導基準を作成し、地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。
  - ⑮ 安祥寺川や四ノ宮川の河川改修事業について、早急に完成させること。
  - ⑯ 引き続き、災害時に備えて、防災機能と設備を持った公園を増やすこと。既存の公園の防災機能を強化すること。
  - ⑰ 新「耐震改修促進計画」の2020年90%、2025年95%の耐震化率目標を必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業を使いやすくするために工事費の補助額を増額し、メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。また、病院や福祉施設、賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。
  - ⑱ マンションの耐震改修支援事業について、制度の周知や補助制度の抜本的改善を図ること。
  - ⑲ 耐震化の必要な「都市防災上重要な橋りょう」92橋の内、橋りょう健全化プログラム（第2期）に位置づけた橋の改修は、早急に完了すること。京都市域の「都市防災上重要な橋りょう」以外の橋りょう及び国の管理する橋りょうについても、国・府と連携し、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。
- ☆⑳ 道路のり面維持保全計画は前倒し実施し、要対策箇所を解消すること。
- ☆㉑ 倒木の未然防止について抜本的対策をとること。
- ㉒ 吊り天井について、既存建築物については定期報告による点検にとどまらず、京都市の立入検査も行い、早急に落下防止対策を指導し、改善すること。
  - ㉓ 元小・中学校の耐震化を早急を実施すること。
  - ㉔ 民間社会福祉施設の耐震診断と改修を急ぐこと。

- ☆②⑤ ブロック塀の安全対策について、以下の項目を実施すること
  - ・民間保育園、介護施設等について、子どもや高齢者の安全が確保される状況を京都市行政としてつくること。
  - ・民間ブロック塀除却助成を周知すること。民間ブロック塀の安全対策支援制度については、ブロック塀除却費用に加え、フェンス設置等にも支援を拡充すること。
  - ・通学路のブロック塀の安全対策について、最後まで責任を持ってすすめること。
- ②⑥ 消防分団施設（市や地域の施設と共用している、および10㎡未満の消防団施設を含む）の耐震対策を財政措置を含め、市の責任において早期に完了すること。
- ②⑦ 災害時協力井戸登録の呼びかけを強めること。防災器材格納庫を市の責任でさらに増やすこと。
- ②⑧ 排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。老朽化している排水機場等の整備計画を前倒して進めること。

#### ◆災害に備え、市・区役所の体制強化を

- ②⑨ 防災担当職員を増員するなど区役所の常時の防災体制を抜本的に強化すること。消防署、土木事務所や上下水道局、保健福祉センターなど行政区単位で関係機関との連携を強化すること。
- ③⑩ 食料・飲料水備蓄の拡充、自家発電機、通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。最大想定避難者数分の避難所の確保を急ぐこと。
- ③⑪ すべての学区・町内会単位で防災行動マニュアルとマップを策定し、住民への広報を徹底すること。自主防災会や消防団など住民との協議のしくみをつくり、随時必要な見直しを行い充実させること。
- ③⑫ 自主防災会への補助金を増額すること。
- ③⑬ 要配慮者施設の応急対策について万全を期すこと。浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設への情報伝達方法、避難・誘導體制の整備を定めた計画策定を京都市の責任において完了させること。

## Ⅱ 憲法を守り、平和で民主的な日本と京都をつくるため、国に対し次の項目の実現を求めること

- ③⑭ 憲法9条を改悪しないこと。平和主義・国民主権・基本的人権の尊重・議会制民主主義・地方自治をうたった、現行憲法を堅持すること。
- ③⑮ 国連で採択された核兵器禁止条約に参加すること。
- ③⑯ 憲法違反の戦争法（安保法制）を廃止すること。「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること。
- ③⑰ 日米安保条約を廃棄し、対等、平等、友好の日米関係を築くこと。

- ☆・日米地位協定を抜本的に改定し、世界に例のない米軍優遇の特権をなくすこと。
  - ・京丹後市の米軍Xバンドレーダー基地を撤去すること。
  - ・辺野古の新基地建設を中止すること。高江のヘリパット建設を中止すること。
- ③⑧ 「中小企業憲章」を国会決議とすること。中小企業基本法については、「中小企業憲章」の立場で、「中小企業と大企業の格差是正をする」など中小企業を応援するものに見直すこと。小規模企業振興基本計画の具体化を早急に図ること。
- ③⑨ 国の経済主権を脅かし、産業・医療・雇用等、国民生活を犠牲にするTPP、EPA、FFRは止めること。
- ④⑩ 食料自給率を当面50%（カロリーベース）に引き上げること。コメの需給調整政策を放棄しないこと。コメ直接交付金を復活させ、価格保障・所得保障をおこなうこと。コメの生産と流通に国が責任を持つこと。農業予算を大幅に増額し後継者の育成、家族・集落営農への支援を強めること。
- ④⑪ 自治体の機能と役割、住民自治と地域経済を破壊する道州制を導入しないこと。
- ④⑫ 自治体の財源に必要な地方交付税を確保すること。
- ④⑬ 自治体に民間委託等の過度な「行革」を押しつけ、地方交付税総額を引き下げるトップランナー方式をやめること。
- ④⑭ 「納税者権利憲章」を早急に制定すること。
- ④⑮ 生活費非課税の原則に基づき、基礎控除・人的控除引き上げなど課税最低限を引き上げること。
- ☆④⑯ 累進課税を強化し、大企業・高額所得者に応分の負担を求めること。
  - ・個人市民税の累進制を復活すること。法人市民税の累進制を強化すること。
  - ・大企業優遇の法人税減税をあらため、少なくとも中小企業並みの負担を求めること。中小企業に対する外形標準課税は行わないこと。
- ④⑰ 雇用は正社員を基本とし、労働者派遣法は抜本改正すること。
- ④⑱ 「残業代ゼロ」、過労死を増やす「働き方改革一括法」は廃止すること。
- ④⑲ 最低賃金は、全国一律時給1000円を早急に実現し、1500円をめざすこと。引き上げにあたっては中小企業を支援すること。

### Ⅲ 市民の福祉とくらし・営業を守るために、国に対して以下のことを求めること

- ⑤⑩ 消費税の10%への増税は中止すること。
- ⑤⑪ パリ協定を受けて、温室効果ガスの排出削減目標に関する閣議決定を見直し、国際基準の1990年比25%減の目標を堅持し、達成に向けたロードマップを明らかにすること。
- ⑤⑫ マイナンバー制度は廃止すること。

- ⑤③ 公務の産業化・集約化など、自治体の公的責任放棄や地方切り捨てとなる地方創生総合戦略を撤回すること。
- ☆⑤④ 公的医療保険として国保制度を立て直すために、国に対し以下について求めること。
- ・高すぎる国保料を「協会けんぽ」並みに引き下げること。
  - ・国による保険料免除制度をつくること。
  - ・保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正すること。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導をやめること。
  - ・国保都道府県化で、自治体の一般会計からの繰入中止を強要・誘導しないこと。
- ⑤⑤ 深刻な保育士不足を一刻も早く解消するため、保育士全員の賃金の大幅引き上げを直ちに実施すること。1歳児は4：1にするなど保育士の配置基準を引き上げ、正規の保育士を増やすこと。
- ⑤⑥ 公営交通事業、上下水道事業に押しつけている「独立採算制」をやめること。高利率企業債の借り換えについては、5%以下のものも含めて要件緩和と枠の拡大を行うこと。
- ⑤⑦ 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は非課税にすること。
- ⑤⑧ 地下鉄建設・改修・維持管理・安全対策・施設更新に対する国の補助制度を抜本的に拡充すること。
- ⑤⑨ 全鉄道駅へのホーム柵設置を急ぐこと。
- ⑥⑩ 水道・下水道などライフラインの耐震化、老朽管の布設・敷設替えを早急に行うこと。国の補助制度を抜本的に拡充すること。
- ⑥⑪ 「カジノ解禁推進法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律）」、および「カジノ実施法（カジノを含む統合型リゾート（IR）実施法）」は廃止すること。統合型リゾート施設（IR）構想については、具体化しないこと。

#### **Ⅳ 市民の福祉とくらし・営業を守る市政運営を**

- ☆⑥② 自衛隊へ個人情報を提供しないこと。
- ☆⑥③ 京都駅周辺に象徴される大企業呼び込み型開発はやめること。
- ⑥④ 文化庁移転に係る費用負担をしないこと。
  - ⑥⑤ 市民生活を破壊し、自治体を変質させる「京プラン」後期実施計画は撤回すること。
  - ⑥⑥ 「京都創生総合戦略」を撤回すること。
  - ⑥⑦ 市内2箇所の都市再生緊急整備地域は、地域指定を解除すること。
  - ⑥⑧ 高さ・容積率などの規制緩和をやめ、例外は認めないこと。公共施設の再編・集約化、市域周辺部の切り捨てにつながるような政策は採用しないこと。「立地適正化計

画」は策定しないこと。

- ⑥9 「京都市資産有効活用基本方針」は撤回し、市有地については住民の声を聞き、住民のために活用すること。市有地一般の「資産有効活用市民等提案制度」及び学校跡地の「事業者登録制度」など、民間事業者の公募制度はやめること。
- ☆⑦0 民間活用を目的とした上下水道局本庁舎移転計画は撤回すること。
- ⑦1 市バス・地下鉄事業、上下水道事業の消費税は、料金に上乘せしないこと。
- ⑦2 地下鉄烏丸線のホーム転落防止柵を、早急に全駅に設置すること。国の補助制度を拡充するよう求めるとともに、技術開発を促進すること。
- ⑦3 区の保健福祉センターの機能を強化すること。
- ・医療衛生センターの機能は区役所に戻すこと。
  - ・保健福祉センターへの医師の配置を復活・充実すること。
- ⑦4 子どもの主体的権利を認め、意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。子どもの権利救済機関を設けること
- ⑦5 特別養護老人ホームなど施設入所を希望する全ての高齢者が入所できる施設整備計画に改め、待機者をなくすこと。
- ⑦6 児童福祉センター、こころの健康増進センター、地域リハビリテーション推進センターの3施設一体化整備計画は撤回すること。それぞれのセンターの機能を充実させること。
- ⑦7 生活保護について、以下を国に求めること。
- ・生活保護基準の引き下げや、住宅扶助・冬季加算の引き下げは撤回し、引き上げること。夏季加算を創設すること。
  - ・母子加算の削減は撤回すること。学習支援費は参考書・図書等も対象とすること。
  - ・資産申告の通知を撤回すること。
  - ・医療費一部負担、有期保護の導入は行わないこと。
  - ・生活保護世帯の子どもの大学、専門学校への進学を認めること。生活扶助・教育扶助を抜本的に引き上げ改善すること。
- ⑦8 熱中症による死者が発生していることに鑑み、保護開始時や転居等の場合だけでなくすべての保護世帯に一時扶助でエアコン設置・修理を行うこと。
- ⑦9 重い負担となっている介護保険料・利用料の軽減を市独自に行うこと。一般会計から繰り入れをして減免制度をさらに拡充し、周知を図ること。
- ☆⑧0 訪問介護における生活援助中心型サービスについては、利用抑制につながる回数制限の実施をやめるよう国に求めること。
- ☆⑧1 市独自に、介護労働者の処遇改善を目的とした助成金等を支給すること。
- ⑧2 敬老乗車証は応益負担を導入せず、現行制度を維持すること。全ての地域で民間バス・鉄道も含め共通化すること。
- ⑧3 一般会計繰入を増額し、国民健康保険料を引き下げること。保険料減免制度を拡

充すること。資格証明書・短期証の発行をやめ、正規の保険証を交付すること。差押えが禁止されている給付金を原資とする預貯金、生活維持費の差押えはやめること。学資保険や給与の差押えをやめること。

- ⑧4 子どもの医療費は、すべての子どもを対象として中学校卒業まで通院も無料にすること。
- ⑧5 保育における公的責任を後退させる市営保育所の民間移管方針は撤回すること。市営保育所がない行政区に市営保育所をつくること。市営保育所・市立幼稚園は認定こども園に移行しないこと。すでに移管した保育所について、ブロック塀など問題があった箇所については市の責任で改修すること。
- ⑧6 保育士及び介護士等の福祉職新規就労者等への家賃補助を創設すること。処遇改善を行い、就労者確保に努めること。
- ⑧7 安全安心な温かい全員制の中学校給食を実施すること。中学校給食のあり方を再考する検討委員会を設置すること。
- ⑧8 あらゆる焼却灰溶融施設計画を撤回すること。
- ⑧9 「京プラン」後期実施計画の職員削減をやめて、必要な正規職員を確保すること。公務技術の低下につながる事務の民間委託化はすすめないこと。
- ⑨0 市民税軽減制度の減免縮小方針を撤回するとともに、65歳以上の市民に対する減免制度の復活など、軽減制度の拡充を図ること。機械的な税徴収や差押えを行わないこと。
- ⑨1 集約された税賦課業務を各区役所に戻し、市税事務所は廃止すること。徴収部門の集約は行わないこと。
- ⑨2 宿泊税条例は、廃止すること。
- ⑨3 「京都市中小企業地域振興条例（仮称）」を制定すること。
- ⑨4 小規模企業振興基本法を具体化するため、小規模・零細事業者の意見を含めた振興計画を策定すること。
- ⑨5 「京都経済センター」については、入居希望団体がこれまでの運営ができるように低廉な家賃とすること。現在の中小企業会館を耐震補強し利用者の活動が継続できるよう京都府に働きかけること。
- ⑨6 地域経済活性化と地域建設業者等の育成につながる、住宅リフォーム助成制度・商店リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑨7 公契約基本条例について、以下の項目の具体化を図ること。
  - ・現場労働者（いわゆる一人親方を含む）の報酬額の最低限度額を定める賃金条項を設けること。
  - ・雇用の継続についての項目を設けること。
  - ・条例の適正な運用を担保するための立ち入り調査を行う項目を設けること。
- ⑨8 観光客呼び込み型政策を改め、市民生活と観光の調和を図ること。その際に経済状



況も検証し、地域経済が循環する観光政策へ転換すること。

- ⑨⑨ 市民生活に悪影響を及ぼしている、「宿泊施設拡充・誘致方針」は見直すこと。
  - ・住居専用地域などへの特例許可や、容積率緩和等の都市計画変更など、ホテル誘致のための規制緩和は行わないこと。
  - ・既存の旅館への支援を行うこと。
  - ・市街化調整区域等に宿泊施設を呼び込む「上質宿泊施設誘致制度」は撤回すること。
- ☆⑩⑩ 改正卸売市場法のもと、京都市卸売市場においては、京都市が設置者であることを維持し、「第三者販売禁止」「直荷引き禁止」「商物一致」などのルールを堅持しながら、公正・適正な価格形成に努め、市民に低価格で安全な食品の提供に努めること。
- ⑩① 違法「民泊」を根絶すること。各行政区での調査・指導体制を復活させ、監視・指導担当職員の増員等、体制を強化すること。
- ☆⑩② 住宅宿泊事業法による届出「民泊」施設、旅館業法に基づくホテル・旅館業、簡易宿所について、年1回の監査を行い営業実態を把握すること。
- ☆⑩③ 小規模宿泊施設、京町家も含め、全ての宿泊施設内に玄関帳場設置と管理者の常駐を義務づけること。
- ☆⑩④ 木造住宅密集地、路地奥、連棟、学校・社会福祉施設周辺の宿泊事業は規制すること。
- ☆⑩⑤ 協定書については、努力義務を改め、義務規定とすること。
  - ⑩⑥ 京都市美術館の所蔵品であるモニュメント「空にかけける階段’88-II」は、作者の意向を十分に尊重した上で、再建立すること。美術館所蔵品の保全に万全をつくすこと。
  - ⑩⑦ 京都市美術館のネーミングライツ契約は撤回すること。
  - ⑩⑧ 京都市美術館の再整備にあたっては、以下の項目に留意すること。
    - ・附属棟を変更したレストラン設置計画を見直し、展示スペースとして活用すること。搬入用エレベーターは、200号以上の作品が余裕をもって搬入できる容量を確保すること。
    - ・整備による長期閉館中も作品の展示機会を保障するために、情報提供にとどまらず、市の公共施設の提供及び本市独自の補助を行い、施設使用料の軽減をはかること。
    - ・京都市美術館は、直営で運営し、学芸員など職員体制の拡充をはかること。運営にあたっては、公募団体を含めた運営協議会（仮称）を設置し、専門家や美術団体の意見を聞き、反映させること。公募展をはじめ、展覧会等の充実を図ること。
    - ・再整備後の入館料及び使用料の値上げを撤回すること。公募展及び教育関係の展覧会の使用料は、減免制度を設けること。
  - ⑩⑨ 京都市美術館の元市民アトリエについては、活動が継続できるよう場所の確保をす

ること。

- ⑩ 世界遺産を守るうえで、バッファゾーンにおけるホテルやマンションなどの建設を規制すること。
- ⑪ リニア中央新幹線建設計画を撤回し、税金投入はやめるよう国及びJ R東海に求めること。京都駅ルート誘致活動を中止すること。
- ⑫ 北陸新幹線延伸は、並行在来線の縮小廃止につながり、本市をはじめ地元自治体の財政負担が巨額になること等から、延伸計画はやめるよう国及びJR西日本に求めること。
- ⑬ 市内高速道路の未着工3路線計画の廃止方針にもとづいて、速やかに都市計画の廃止手続きを完了すること。
- ⑭ 堀川通・油小路通の五条～十条間のバイパストンネル計画は撤回すること。
- ⑮ J R山陰本線の京都～丹波口間のJ R新駅建設にあたっては国やJ Rの負担を増やすよう、負担区分の変更を求めること。バスプール等の周辺整備についても、J Rに応分の負担を求めること。七条通をまたぐ横断歩道橋計画は「にぎわい施設」を特別扱いし巨額の市民負担になるものであり、全面的に見直すこと。
- ☆⑯ 国道1号線、9号線のバイパス計画を撤回するよう、関係各機関に働きかけること。
- ⑰ 区役所の権限と予算を拡充すること。
- ☆⑱ ヘイトスピーチを規制する「京都市の公の施設等の使用手続きに関するガイドライン」の運用は設置者である市長の責任において行い、その趣旨をガイドラインにも明記すること。
- ⑲ 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、新たな差別をつくり出すとともに、市民の中に分断を持ち込み部落差別を固定化するものであり、国に対して廃止を求めること。京都市は、法律の具体化及び推進をしないこと。推進をはかるためのあらゆる調査活動を行わないこと。

## V 青年がいきいきと住み続けられる京都市を

- ⑳ 大学の奨学金制度受給者数等の実態調査を行うこと。独自の奨学金制度や京都市民を対象とした助成制度を創設すること。
- ㉑ 市立芸術大学の学費を引き下げること。現在の学生・院生の教育・研究・創作の環境・条件向上に向け、必要な整備・改善をはかること。公共交通を整備・拡充し、通学条件の向上をはかること。
- ㉒ ブラック企業規制条例を制定し、ブラックな働き方を根絶すること。また、生徒・学生に対して、労働局・府・教育機関と連携し、労働法教育を行うこと。特に大学・専門学校の新生に対して、ガイダンスと合わせて教育をおこなうこと。京都市として独自にバイトと労働の実態調査をおこない、身近な相談窓口・対策室などを充実さ

せること。

- ⑫③ あらゆる広報媒体を駆使して、ブラックバイト相談窓口やホットラインを幅広く周知し、その体制を強化すること。

☆⑫④ 「わかもの就職支援センター」の機能強化と体制の充実をすすめること。

- ⑫⑤ 京都市に関わる機関や団体等において、非正規労働者をなくすよう努力すること。市内各企業にも同様の趣旨を呼びかける。

- ⑫⑥ ニート・引きこもり・不登校など、社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその家族への実態調査をふまえ、支援コーディネーターの増員等支援体制を抜本的に強化すること。必要に応じて関係各機関でのケース会議の開催等、集団的な支援体制を確立すること。就労その他社会的疑似体験・訓練の機会と場を、公的にまたは民間事業所の協力を得て設けること。

- ⑫⑦ 青少年活動センターを全行政区・支所・出張所単位に設置すること。

- ⑫⑧ 若い世帯や青年労働者などへの家賃補助制度を創設すること。

## Ⅵ 原発からの撤退を

☆⑬⑨ 高浜原発、大飯原発の耐震設計基準である「基準地震動」を超える大きな地震が発生する懸念をふまえ、国・関西電力に対し、高浜原発3・4号機、大飯原発3号機・4号機の稼働停止を要請すること。

- ⑬⑩ 「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」について、以下の点を強化すること。

- ・避難計画は京都市全域を対象に変更すること。
- ・緊急時迅速放射能予測システム（スピーディ）を使った拡散、被害予測を行うよう、国に求めること。
- ・同意権など原発立地自治体並みの協定を締結するよう、関西電力と国に求めること。
- ・安定ヨウ素剤の配備は福島第一原発事故時の放射能汚染の実態からも、UPZ内にとどめず、全市民分に拡大すること。

- ⑬⑪ 琵琶湖の放射能汚染について被害想定を行うこと。安全な飲料水の確保に万全を期すこと。

- ⑬⑫ 東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者の検診について、自主避難者も対象とした支援を行うこと。

## Ⅶ 再生可能エネルギー政策の抜本的強化を

- ⑬③ 「原子力と石炭火力をベースロード電源」とする現行計画を踏襲する第5次エネルギー基本計画（閣議決定）を見直し、「主力電源化」をめざすにふさわしい再生可能エネルギーの大量導入、飛躍的普及をはかるよう国に求めること。再生可能エネルギー接続を制限・拒否する電力会社の姿勢に対し、厳しく指導するよう国に求めること。
- ⑬④ 公共性の高い送配電網は公的管理とするよう、国に求めること。
- ⑬⑤ 再生可能エネルギーによる発電事業に、幅広い事業者や市民が参入できるよう、予算規模と各種支援制度を拡充し、周知すること。
- ⑬⑥ 固定価格買い取り制度の堅持及び拡充などのインセンティブが働くよう引き続き改善し、事業者や市民の負担軽減を図るとともに、送電会社に送電網の増強義務を課すよう国に求めること。電源開発促進税は、原発の立地促進などには使用せず、買い取り費用など再生可能エネルギー対策推進の財源にあてるよう国に求めること。
- ⑬⑦ 地産地消型の分散化エネルギーの普及を強化し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めること。当面、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」に掲げた3倍化の目標を逆算方式で早期達成すること。

## 分野別要求項目

### 1 福祉・医療の充実を

#### ◆医療・保健の充実を

- ⑬⑧ 国民健康保険制度を改善すること。
- ☆・子どもの均等割を軽減すること。
  - ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。
  - ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。
  - ・限度額適用認定証の発行にあたっては、保険料納付要件を撤廃し、周知を徹底すること。所得区分については急激な収入の減少に対応すること。
  - ・高額療養費・特定療養費など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。
  - ・高額療養費・高額介護医療合算療養費、居住費の限度額を元に戻すよう国に求めること。市として補助すること。
- ⑬⑨ 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を市独自に行うこと。
- ⑬⑩ 市立京北病院が地域医療を支える公的医療機関として役割を果たすよう、以下の改善を行うこと。
  - ・老朽化対策を急ぐこと。正規職員を増やすこと。
- ☆・停電時における自家発電の非常用電源（コンセント）は、医療上必要な箇所を増設すること。
  - ・常勤医師を増員し、医師の働き方を改善すること。
- ⑬⑪ 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。独自に財源を確保し無料低額診療事業を行うこと。初診時特定療養費は元に戻すこと。
- ⑬⑫ 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、運営費交付金を削減しないこと。
- ⑬⑬ 市立病院院内保育所の運営は委託をやめ、京都市・病院が直接責任を持つこと。職員の安定的処遇や雇用継続で保育の質を確保すること。
- ⑬⑭ 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。
- ⑬⑮ 小児慢性特定疾病治療研究事業については、法改正により増大した患者負担の影響を調査し、軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。

- ⑭ 京都府と協議し、老人医療費支給制度は、負担割合と対象要件を元に戻し、74才まで拡大すること。
- ⑮ 難病医療における特定医療費について、法改正により増大した患者負担の影響を調査し、軽減するよう国に求めると同時に、受療権を保障する独自の支援策をつくること。
- ☆⑯ 生活保護世帯の検診受診率を高めること。75歳以上の高齢者の検診率を維持・向上させること。
- ☆⑰ 後期高齢者医療保険料の引き上げを行わないよう、京都府後期高齢者医療広域連合、国に強く求めること。
- ☆⑱ 後期高齢者医療保険料の滞納を理由とした差押えはやめること。
- ⑲ 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額125万円超の対象者について接種料金を1500円に戻すこと。煩雑化した手続きを簡略化すること。
- ⑳ 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの会場提供や各区における企画協賛など支援を強めること。ギャンブル依存症対策を強化し、ゲーム依存症について相談日を設けるなど具体化を進めること。
- ㉑ 中央斎場は、衛生職員を採用し、後継者育成に努めること。

#### ◆介護保険制度、高齢者福祉施策の充実を

- ⑳ 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護事業及び通所介護事業は緩和型をやめ、総合事業導入以前の水準に戻すこと。介護の専門性の後退となる「支え合い型ヘルプ事業」の生活援助活動は行わないこと。
- ㉒ 介護保険制度について、以下の項目の改善を図ること。
  - ・介護施設における補足的給付、限度額認定証発行の際の資産要件をやめること。
  - ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し、必要な介護が受けられるようにすること。
  - ・保険料の滞納による給付制限は行わないこと。
  - ・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること
  - ・地域包括支援センターへの委託金をさらに増額すること。
  - ・緊急ショートステイ事業については、介護者や家族の疾病等、利用対象を元に戻すこと。
- ㉓ サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームについては、見守りの実施や適正なサービス給付が行われているか等について指導・監督すること。
- ㉔ すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。配食サービスは昼間独居世帯も対象とすること。

- ⑮⑧ 緊急通報システム利用料の負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。
- ⑮⑨ 外国籍市民、高齢者・重度障害者特別給付金を増額し、対象を拡大すること。
- ⑮⑩ 高齢者雇用安定法に基づき、高齢者の就労の機会をシルバー人材センター以外の団体への支援を含め、これまで以上に拡充すること。
- ⑮⑪ 老人クラブへの助成金を増額し、単位老人クラブの事業に対する支援を強めること。高齢者の生きがい対策や居場所づくりなど要求に応えること。

#### ◆保育・子育て支援の充実を

- ⑮⑫ 民間社会福祉施設サービス向上補助制度の見直しにより補助対象でなくなった、施設改修費などに充てていた借入金への償還利用については、元に戻して対象とするように京都府に求めること。京都市独自の事業として実施すること。
- ⑮⑬ 児童福祉法24条1項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たすこと。入所を保障するため、認可保育所増設を行うこと。
- ⑮⑭ 保育園の待機児童については「幼稚園預かり保育利用」「企業主導型保育事業利用」「特定の保育所等を希望」も待機児童に位置づけること。
- ⑮⑮ 小規模保育からの保育園入所を保障し、障害児や自営業の子の入所が厳しくなっている点を改めること。
- ⑮⑯ 保育料を値下げすること。第三子以降の保育料無料化は、所得制限をなくすこと。所得減少世帯の減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。保護者に過大な負担を招く保育料への上乗せ徴収は認めないこと。
- ⑮⑰ 地域型保育事業も含め、民間保育園職員が働き続けられるよう定期昇給を保障する制度を構築すること。
- ⑮⑱ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度、特殊健康診断廃止の影響を把握し、復活すること。民間社会福祉施設の妊婦通院・時間短縮をそれぞれ補償すること。
- ⑮⑲ 認可保育園の保育士配置基準は緩和せず、引き上げること。また、朝夕の保育士配置基準の緩和をやめて元に戻すこと。どの時間帯も正規職員で配置すること。
- ⑮⑳ 民間保育園でのプール事故防止のために市の責任で監視員配置の経費を補助すること。
- ⑮㉑ 小規模保育事業、家庭的保育事業の耐震化率100%となるよう対策をとること。
- ⑮㉒ 市の監督下でない企業主導型保育へのあっせん・調整は行わないこと。
- ⑮㉓ 新たに必要とする全学区に児童館を整備すること。自由来館事業を充実させること。児童館事業の専任職員を二人にすること。
- ⑮㉔ 学童保育所は、複数設置も含め全ての小学校区に設置すること
- ⑮㉕ 学童保育事業は、放課後の遊び、生活の場にふさわしく整備し抜本的に改善すること。
  - ・高学年児童の利用も考慮して条件整備をすること。

- ・大規模学童保育所を分割して、新設の学童保育所を増設すること。
- ・職員は全て正規とすること。
- ・施設外クラスは、単独の学童保育所として設置すること。
- ・放課後ほっと広場については、正規職員を2名配置し、学校閉鎖期間中も開所すること。
- ・共同学童保育に対する助成を、市委託の学童保育所の水準に引き上げること。
- ①76 学童保育利用料及び実費負担分の軽減を図ること。
- ①77 学童保育の安定運営を保障するため、年度当初の登録児童を算定の基礎とするよう改めること。職員の休憩や休暇を保障する代替職員配置の加算を設けること。引き続き、全ての職員に対する抜本的な処遇改善を行うこと。
- ①78 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、最低賃金を保障すること。
- ①79 京都こども文化会館は今後も存続させ、機能の充実をはかること。
- ①80 子どもの貧困対策計画の実施状況について、積極的な分析・検証により補強すること。
  - ・生活支援事業等、ひとり親家庭に対する支援を強め、母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。非婚のひとり親家庭に対して寡婦（夫）控除を適用するよう、国に求めること。
  - ・生活困窮世帯、一人親世帯の子ども・若者への学習支援を拡充すること。
  - ・子ども食堂の立ち上げ資金の増額と運営資金の補助を創設すること。
- ①81 学童う歯対策事業は継続し、未就学児にも拡充すること。
- ①82 児童福祉センターは、児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、一時保護所の環境を抜本的に改善すること。
- ①83 鑑別診断の待機を解消するため、医師・職員の体制を更に拡充すること。
- ①84 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。宿直勤務を夜勤勤務として位置づけ、法定労働時間が守れるよう配置基準の抜本的改善を図ること。
- ①85 児童養護施設入所者の大学進学時の学費等の支援をさらに行うこと。
- ①86 里親の対象を大学卒業まで拡充し、里親会への活動支援を強めること。制度の周知は、里親会と協力し、実施すること。児童相談所に里親専任担当者をおくこと。
- ①87 乳幼児健診については午前中の実施とし、早期療育の観点から5歳児健診も実行すること。
- ①88 障害児相談支援事業について、以下の改善をはかること。
  - ・児童福祉センター及び保健福祉センターで支援計画を策定し、公的責任を果たすこと。
  - ・発達支援事業所と幼稚園・保育所等の併行通園の場合の負担軽減を図ること。



- ①89 児童発達支援施設の運営の日払い方式をやめ、定員払い等、施設の安定した運営を保障すること。発達検査の待機期間の短縮に向け、児童福祉センターの担当職員を増員すること。医療型児童発達支援センターの新設、または既存の施設で医療的ケアを必要とする児童を受け容れる場合、必要な財政的措置をとること。

#### ◆障害者福祉の充実を

- ①90 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。障害者福祉サービス利用支援策「新京都方式」を拡充し、負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。
- ①91 65歳以上の障害者に対して、これまで受けていた障害福祉サービスが継続できるようにすること。
- ・介護保険のサービス利用枠を超える障害者福祉サービスの利用について、条件を大幅に緩和して周知を図ること。
  - ・介護保険優先の原則を廃止するよう、国に求めること。
- ①92 障害者施設については、待機者が増え続けている入所施設やグループホームを、公的責任で計画的に増やすこと。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。
- ①93 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。日常生活用具の対象にパソコン等を加えること。
- ①94 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者も含めてすべての障害者のスポーツの機会を保障すること。障害者が利用しやすいように、スポーツ施設の宿泊機能や駐車場設備の充実をはかること。
- ①95 手話言語条例の趣旨に基づき、手話通訳者を養成し、聴覚に障害のある方の社会参加をさらにすすめること。手話通訳者派遣事業を拡充し、利用を促進すること。
- ①96 福祉乗車証の適用地域は敬老乗車証と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。
- ①97 重度心身障害者医療費助成制度、重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。
- ①98 福祉タクシーのチケットは、使いやすい金額に改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。

#### ◆生活保護・生活支援の充実を

- ①99 憲法25条に基づく生活保護行政を行うこと。
- ・生活扶助、住宅扶助を引き上げるよう国に強く求めること。
  - ・申請権を保障すること。生活保護申請用紙としおりを保健福祉センター窓口置くこと。

- 生活保護制度について市民しんぶん等に常時紹介し、周知をはかること。
  - 生活保護世帯における就労指導は、受給者の健康状態について、十分な配慮を行うこと。
  - 保護期限を定めた「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。
- ☆・ジェネリック薬品への移行を強制しないこと。
- 老齢加算の復活を国に求めること。
  - 必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。
  - ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。
  - 保護開始に当たっての法定期限（14日）を厳守すること。
  - 資産調査を強要しないこと。預貯金の保有を理由とする制度適用除外はしないこと。
  - 夏季歳末見舞金を復活すること。
  - 「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
  - 捕捉率を上げるために推計値を公表し、必要な対策を行うこと。
  - 中高校生への学習援助をはじめ、支援を強化すること。
- ②00 市民のいのちを守るために、電気・ガス・水道料金滞納状況を把握し、生活困窮実態の有無をつかみ対策をとること。
- ②01 生活困窮者に対する上下水道料金の福祉減免制度を創設すること。
- ②02 ホームレスの定期的な実態調査を行い、生活を保障すると共に、自立支援を強化すること。
- ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。
  - 自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。
  - ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。
  - 中央保護所については市の所有を継続し、引き続き市民のための公的施設として活用すること。救護施設については、利用者が活動しやすいよう設置場所を見直すこと。
  - 緊急一時宿泊事業については、必要とする全ての人が利用できるよう個室化をはじめ施設整備を行うこと。日用品費を支給すること。
- ②03 市営葬儀事業を復活させること。
- ②04 夏季歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。
- ②05 生活福祉資金は、要件を緩和し、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを講じること。
- ②06 各内職会の補助金削減をしないこと。年度当初に交付すること。内職の条件を生かした働き方を考慮し、認定基準を拡充し、支援を強めること。

## 2 競争と格差拡大の教育を改め、どの子ども伸びる「子どもが主人公」の学校・教育を

- ⑳⑦ 教育予算を増額し、すべての学校で教育条件を整備・改善すること。
  - ・国に対し、義務標準法・高校標準法の改正を求め、市独自の予算で小学校3年生の35人学級を実現すること。
  - ・すべての小学校で、3年生以上に専科教育を実施すること。
  - ・全ての学校図書館に、専任の司書を配置すること。
  - ・学校経常運営費を増額すること。光熱水費は別予算とし、保障すること。
  - ・老朽校舎等の改修計画を作成し、教育環境の整備を急ぐこと。
  - ・全ての小中学校の特別教室及び体育館にエアコンを設置すること。
  - ・学校のトイレは施設改善や洋式化を早急に進めること。全ての棟・階ごとに直ちにトイレを設置すること。
- ⑳⑧ 学校公演に対する補助事業創設や鑑賞の機会の拡大など、子どもたちが、演劇や音楽などの文化芸術に親しむ機会をさらに増やすこと。
- ⑳⑨ 学校の序列化や過度な競争につながる全国学力テストには参加せず、やめるよう国にも求めること。学校ごとの結果は公表しないこと。
- ⑳⑩ 高校教育無償化の所得制限をやめること。私立高校も無償化をめざすこと。朝鮮学校にも無償化措置の適用を府に求めること。
- ⑳⑪ 公立高校入試については、前期選抜は止めること。地元の高校に進学できるよう、定員を確保すること。
- ⑳⑫ 定時制高校は、希望者全員の入学を保障し、充実させること。西京高校定時制は残すこと。
- ☆⑳⑬ すべての市立高校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進すること。
- ⑳⑭ 学校、教育現場から体罰を一掃すること。いじめ、暴力、薬物乱用、学級崩壊の現状を正確に把握し、困難な事例については教育委員会として学校への支援体制を強化すること。
- ⑳⑮ スクールソーシャルワーカーを全校に配置し、配置日数を増やすこと。
- ⑳⑯ 総合支援学校高等部職業科は入学希望者全員を受け入れること。職業科に限らず高等部卒業後の発達・進路を保障すること。
- ⑳⑰ 市内中心部に、総合支援学校を直ちに新設すること。
- ⑳⑱ 育成学級の学級編成の基準を市独自に改善すること。
- ⑳⑲ 発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう教員を増やすこと。LD等通級指導教室をすべての小中学校に設置すること。
- ⑳⑳ 「教員評価にもとづく給与査定」はやめること。教育実践功労表彰等はやめること。指導力判定委員会、資質判定委員会は廃止すること。

- ②① 食育教育充実に向けて、栄養教諭は複数校兼務ではなく1校1名の配置を行うこと。府内産も含め地産地消を広げ、安全な学校給食を実施すること。学校給食食材の放射能検査を継続すること
- ②② 正規の学校給食調理員の採用を再開し、給食調理は直営とすること。アレルギー除去食をさらに進めること。厨房の空調を改善すること。
- ②③ 教職員は正規を原則とすること。当面、非正規の教員の身分保障と待遇改善等、格差是正を図ること。会計年度任用職員導入は、国に撤回を求めること。
- ②④ 教職員の時間外労働を縮減すること。
  - 職員の出退勤等労働時間を的確に把握し、改善すること。
  - 教職員の仕事を軽減すること。
  - 休憩時間を確保すること。
- ②⑤ 部活動等の実態を把握し、改善のために、教職員と子どもの負担軽減を示した「中学校運動部活動ガイドライン」「小学校運動部活動等ガイドライン」にもとづく実施状況を検証し、必要な改善措置を講ずること。
- ②⑥ 教育リストラを進める学校統廃合・小中一貫校推進はやめること。京北の学校統廃合計画は、中止すること。
- ②⑦ 厳しい市民生活をふまえ、就学援助制度の所得基準額を引き上げ、対象を広げること。援助額の増額・早期支給を行うこと。就学援助項目を拡大すること。マイナンバーを申請要件としないこと。案内は、全児童、生徒に配布すること。対象者に対して、無料低額診療についての情報提供を行うこと。
- ②⑧ 義務教育に係る副教材や給食費は無償とすること。遠距離通学費補助については、地域や所得にかかわらず全ての小中学生を対象とすること。
- ②⑨ 適正規模を超える学校は新設をはかるなど早急に解消すること。生徒数1000人を超す神川中学校については、学校の分離新設をはかること。
- ②⑩ 元小学校については、トイレ等の改修を含めて地域の避難所場等地元活用施設として維持・管理を行うこと。
- ②⑪ 教育委員会は、首長からの独立性を確保すること。市民からの請願・意見を審議すること。
- ②⑫ 憲法に保障された内心の自由をおかす「日の丸」「君が代」の押しつけ、教職員への「職務命令」による指導の強制は行わないこと。道徳教育によって特定の「徳目」の押しつけや内心の評価をしないこと。

### 3 環境対策とごみ減量の推進を

- ②⑬ OECDが提唱する拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度について、早期に導入を図るよう引き続き国に強く要望すること。

- ②34 「燃やすごみ」袋代を値下げすること。「資源ごみ」の指定袋制度を廃止すること。「財源活用事業」をやめること。
- ②35 かん・びん・ペットボトルの混合収集を改めること。分別品目を拡大すること。
- ②36 事業系ごみの適正排出を徹底するために、雑紙・厨芥類の分別、食品ロスの取り組みを指導すること。搬入物の調査、立ち入り調査を引き続き強化すること。
- ☆②37 商品の過剰包装やプラスチック製品の製造抑制、コンビニ等のレジ袋を廃止するよう業界に働きかけること。
- ②38 交通の安全確保を条件に防鳥用柵の無償貸し出しを行うこと。
- ②39 家庭ごみの雑紙分別収集は、出し方について周知徹底を強化し、市の収集回数を現行の月1回からさらに増やすこと。
- ②40 分別違反シールの貼付については基準を明確にすること。廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の40条を削除し、個人情報やプライバシー保護に抵触するごみ袋の開封調査は撤回すること。
- ☆②41 住民から寄せられる不法投棄の相談に、責任をもって対応すること。「空き缶持ち去り禁止」を規定する「京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第41条(1)は削除すること。
- ②42 電動式生ゴミ処理機及び生ゴミコンポスト容器の普及をはかるため、助成制度を拡充すること。
- ②43 自動車流入抑制を強め、NO<sub>2</sub>の市環境保全基準を達成し、さらに、観測地点を増やし、基準を引き上げること。
- ②44 岡田山については全量撤去を行うこと。市の責任で民間事業者の整備計画を見直し、岡田山及び周辺的环境調査を常時行い公開させること。鎮守池周辺の不法投棄対策、環境の再生にとりくむこと。
- ②45 南部クリーンセンター第2工場に計画されている建設費2億5千万円の展望台は、不要な施設であり、建設を中止すること。
- ②46 本市が計画している、バイオガス化施設は、安全性と安定性に欠け、ごみ分別の取組にも逆行し、多額の税金を投入するものであり、建設を中止すること。

#### 4 文化芸術・市民活動の振興、スポーツ環境整備の拡充を

- ②47 京都会館の運営にあたっては、利用者の声や要望を聞き、必要な施設の改善を図ること。利用料を値下げすること。市民や子ども達が使いやすく親しみの持てる市民ホールにふさわしい運営・事業とすること。
- ②48 音楽、演劇、伝統芸能などに、市民が日常的に親しめるようにすること。
  - ・鑑賞機会と鑑賞施設を増やすこと。
  - ・京都市が主催する文化事業の鑑賞料金は、さらに低くし、子どもの料金は、無料と

すること。

- 子ども舞台芸術鑑賞支援事業などは、身近に舞台芸術にふれられるよう、地元や演劇関係者と連携し進めること。
- 京都市交響楽団の巡回演奏をさらに充実させること。学校への巡回演奏を行うこと。
- 施設のバリアフリー化、多目的トイレの設置を急ぐこと。
- 地域文化会館の売却は行わないこと。地域文化会館を全行政区に設置すること。地域で文化活動を行っている団体を支援すること。民間文化施設への補助制度をつくり、市民が低料金で使えるようにすること。
- ②49 市民が気軽に利用できるスポーツ施設について、大幅な拡充を行うこと。全行政区で1カ所以上の市立体育館を建設すること。
- ②50 スポーツ施設の改修や設備・機器類の充実、人員の配置や体制、市民から寄せられる相談については、施設の設置者である京都市が責任を持って対応すること。バリアフリー化と多目的トイレの設置を急ぐこと。
- ②51 横大路運動公園の再整備、水垂運動公園の整備にあたってについては、PFI手法ではなく、京都市直営で早期に設置・管理・運営を行うこと。
  - 最終処分地場跡地の環境汚染対策を講じること。
  - 当面、屋外トイレの改修を急ぐこと。
  - 体育館の改修や設備機器等の充実についても計画をつくること。
  - グランドゴルフの施設を拡充すること。
- ②52 文化・スポーツ施設の使用料を引き下げること。高校生を含む青年や高齢者の割引制度を導入し、拡充すること。キャンパス文化パートナーズ制度については、スポーツ施設などへ利用施設の拡大を行うこと。対象を専門学生にも拡大すること。
- ②53 学区毎に、市民が低料金で気軽に使える集会所をつくること。区役所の会議室等も市民に広く開放すること。
- ②54 いきいき市民活動センターは、耐震改修、設備改修、バリアフリー化、多目的トイレの設置を進めること。
- ②55 早期に文学館を設立すること。

## 5 中小企業、伝統産業・商工業の振興と雇用対策の強化を

- ②56 以下の雇用対策に取り組むこと。
  - 失業者・転職者の相談窓口のさらなる充実、懇切丁寧な就労支援をおこなうこと。
  - 市独自の雇用創出、企業への要請など、さらに取り組むこと。
  - 雇用創出担当部長を復活させるなど、体制強化をはかること。
- ②57 市直営の中小企業支援センターを復活させ、中小企業の経営相談を行うこと。区役

所に中小企業・商工業振興対策の窓口を設置し、専門の相談員を配置すること。

- ②58 中小零細業者を対象にした、貸し工場等の家賃・光熱水費などの固定費の補助、固定資産税の減免、設備投資への助成などの施策を実施すること。
- ②59 中小企業に対する本市制度融資の保証料及び利子のさらなる軽減・補給を行うこと。返済猶予期間を3年に延長し、利子補給を実施すること。
- ②60 市に融資受付窓口を設置し、市が責任をもつ「あっせん融資制度」を復活させること。
- ②61 企業立地促進助成制度については、大企業を除外し、中小企業のみを対象とした制度に見直すこと。
- ②62 公共事業・物品購入について、下請けも含め地元中小企業への発注率・発注額ともに引き上げること。さらなる分離・分割発注につとめること。「中小企業取組状況報告書」を作成し、中小企業支援を強めること。
- ②63 伝統産業実態調査を行い、職人の後継者育成をはかり、従事者の賃金及び工賃の底上げをはかること。伝統産業従事者設備改修等事業補助制度については通年で申請できるようにし、拡充を図ること。新商品の開発、販路の拡大を支援すること。
- ②64 西陣織物産地の絹織物職人の工賃の引き上げ、道具類の確保、織機等のメンテナンスを担う人材の養成と確保を行うこと。これらを具体化する「西陣織産地振興協議会(仮称)」をつくること。
- ②65 友禅職人の工賃の引き上げ、各種工程の維持のための後継者育成等の支援をさらにすすめること。
- ②66 事実上の大型店誘致策である「商業集積ガイドプラン」は撤回すること。大規模小売店舗立地法は需給調整が可能となるよう法改正を国に求めること。
- ②67 買い物弱者について実態調査を行い、産業観光局・保健福祉局・都市計画局・区役所等関係局が連携を強め、地元の事業者、団体と協議し対策を早急に具体化すること。
- ②68 「商店街振興条例」の具体化、推進に当たっては、一つひとつの商店の実態調査を行い、小売店・商店街の振興をはかるものとする。総合的な商業振興策を確立し、具体化をはかること。空き店舗の効果的活用をはかること。
- ②69 堀川団地再整備については、商店、関係者との合意を前提に府に対して家賃の値上げをおこなわないよう求めること。ていねいに協議し意見を反映させること。
- ②70 日本映画発祥の地にふさわしい映画振興へ、商店街、大学、地元住民や関係者と連携し、具体的な取り組みの支援を行うこと。
- ☆②71 中小・小規模事業者への援助制度を周知するために、インターネットホームページ「京都市情報館」の内容を改善し、制度紹介のパンフレットを作成、普及すること。

## 6 農林業の振興を

- ☆<sup>272</sup> 中山間地の集落営農を守るため、耕作放棄地対策、担い手支援、域内販路拡大、農業施設整備等を強めること。
- ☆<sup>273</sup> 生産緑地の保全・拡大とともに、市内の農地を守る対策を強めること。
- ②<sup>74</sup> 農林業と市民生活を守るためサル、イノシシ、シカ等の捕獲、追い上げを強化すること。捕獲補助金を拡充すること。有害鳥獣防護柵敷設年間計画を拡充すること。防護柵補修費にも補助金を交付すること。
- ②<sup>75</sup> 北山杉をはじめ市内林業の振興を図るため以下の取り組みをすすめること。
  - ・植林、間伐など森林整備を一層強化すること。
  - ・公共・民間建築物等への京都産材の活用をオール京都市ですすめること。
  - ・みやこ楠木制度の活用条件を緩和し、工務店・設計士にも広げること。
  - ・間伐材のチップ・ペレット化など一層の活用をはかること。

## 7 安心して住み続けられるまちづくりを

### ◆安全安心の消防活動を

- ②<sup>76</sup> 消防職員の削減計画は撤回すること。
- ②<sup>77</sup> 消防車両、消防職員、消防団など、装備・人員の両面で増強すること。
- ②<sup>78</sup> すべての消防団員に予備の活動服を計画的に支給すること。
- ②<sup>79</sup> 消防団員の処遇の改善にっそう努め、団員確保のために努力すること。消防団の運営費を増額すること。
- ②<sup>80</sup> 水防団員の処遇改善と、団員確保のために努力すること。
- ②<sup>81</sup> 消防署、消防出張所の移転・整備に際しては、消防力の後退をまねかないこと。
- ②<sup>82</sup> 北消防署の移転にあたっては、大宮交通公園以外の場所を確保すること。

### ◆安心して住み続けられるまちづくりを

- ②<sup>83</sup> 空き家対策については以下の内容に力を入れること。
  - ・老朽危険家屋等による住環境阻害への対策を強めること。区役所・支所の相談窓口
  - に、解決に向けて具体策を講じる権限と人員を配置すること。
  - ・危険家屋の解体補助制度は、市内全域を対象にすること、予算を増やすこと。
  - ・空き家を活用し、市営住宅として整備すること。
- ②<sup>84</sup> 市営住宅の新規建設を行うこと。
- ②<sup>85</sup> 市営住宅の管理戸数を減少させる「市営住宅ストック総合活用計画」は見直すこと。



- ・「改良住宅」については、公営住宅と同じ位置づけで住戸数を減らさないこと。公募戸数を増やすこと。跡地は売却せず、公共用地として活用すること。
  - ・空き部屋整備を進め、公募戸数を増やすこと。単身者住戸の拡充、シェアハウスの利用など、公募対象を柔軟に決定すること
  - ・市営住宅の入居資格の収入基準を引き上げ、募集対象を拡大すること。子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数を市内全域に増やすこと。
  - ・耐震改修、エレベーター設置は「ストック総合活用計画」を前倒ししてでも早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。
  - ・障害者向け住宅については、入居者負担ではなく市の負担で障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。
  - ・畳及び浴槽、住宅用火災警報器等については、全戸対象に全額市の負担で改修・取替を行うこと。
  - ・名義承継にあたっては、新たな保証人を求めないこと。
- ②86 洛西・向島でのニュータウン活性化事業は、全世代が安心して住み続けることができるよう、住民からの具体的な声を聞き、住民の参加と合意のもとに進めること。利便性の向上やバスの増便、その他の方法により、交通問題の解決と結んで活性化をはかること。
- ②87 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度を拡充すること。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。
- ②88 都市公園の整備目標（10㎡／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、既存公園を縮小せず公有地を活用するなど年次計画を策定し、公園の整備を促進すること。
- ②89 仁和公園の代替公園の設置にあたっては、住民合意ですすめること。市民の財産である借地公園の維持管理に努めること。
- ②90 大宮交通公園のリニューアルについては、公園面積を3000㎡縮小とする北消防署移転計画は撤回し、再検討すること。子どもたちに人気のゴーカートを活用した事業は残すこと。パークPFI・PFI方式は採用しないこと。
- ②91 公園への自動販売機設置については、電力消費・景観・環境等への配慮から、やめること。
- ②92 公園の定期的な除草など維持管理、街路樹の管理予算を増やすこと。
- ②93 屋外広告物対策については、引き続きいねいに説明を行い合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。申請期間を現行の3年から5年に延長するなど、手数料の負担軽減措置を講じること。
- ②94 まちづくり条例は、住民の立場に立ったものに見直し、縦覧期間の延長、説明会の周知範囲の拡大、建築物の種類、規模など対象となる建築物の拡大を行うこと。
- ②95 世界遺産である下鴨神社とその周辺の景観・環境を守るため大型倉庫の建設を中止

させること。

- ②96 世界遺産である二条城の第2駐車場を廃止し、元に戻すこと。それまでの間は、周辺住民との「協定書」を誠実に履行すること。
- ②97 京都会館建て替え時に新景観政策の尊重を指摘した建築審査会の附言を真摯に受け止めて、建築物の高さ・容積率などの規制を緩和する地区計画は行わないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から、高さ規制緩和を削除すること。
- ②98 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、以下のように安全対策を講じること。
  - ・京都市として「アスベスト台帳」を作成すること。
  - ・法基準「レベル3」建材についても対策を強化すること。
  - ・アスベスト除去現場での完了検査を行うこと。
  - ・労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう、判決待ちではなく、早急に国に求めること。
  - ・アスベスト除去費用に対する補助制度の継続と充実を求めること。

#### ◆上下水道事業の充実を

- ②99 「京都市水共生プラン」に基づく全庁的な取り組みを具体化し早期に条例化すること。
- ③00 上下水道事業は公営を堅持し、安くて安全な水道水を供給すること。
- ③01 水道料金を値下げし、下水道使用料をさらに値下げすること
- ③02 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。
- ③03 料金滞納者について、丁寧な対応をするとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。
- ③04 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い、過大とならないようにすること。
- ③05 宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、さらに限度額を引き上げること。
- ③06 地域・簡易水道への国庫補助制度の創設を、引き続いて国に求めること。
- ③07 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図りさらなる普及に努めること。
- ③08 私道内下水道整備に関する規定を見直し、私道内の公共下水道及び共同排水設備更新に必要な助成を行うこと。

## 8 市民の交通権を保障する総合的な交通体系を確立し、市民の足を守ること

### ◆公共交通を軸とした交通体系を

- ③09 乗客代表、市民、学者、専門家、交通労働者、行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し、市民参加の論議を行い、市民・利用者の声を反映すること。地域ごとの地域交通計画を策定すること。
- ③10 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、車の総量規制を軸とし、実効ある取り組みとすること。
  - ・自動車分担率を20%以下に引き下げる計画を具体化すること
  - ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。そのために、情報の周知徹底、駐車場の利用者の負担軽減など使用率の向上、公共交通の利便性向上などの具体策もあわせて打ち出すこと。
  - ・新しい公共交通システム（LRT）などを具体化すること。
- ③11 東大路通の歩行空間整備計画については、歩道の改修など歩行者の安全確保とバス待ち環境の改善に重点を置くこと。自動車の抜本的な流入抑制策をおこなうこと。
- ③12 京都駅八条口（南口）駅前広場については、駐車場の屋根、自転車レーン、タクシーたまり場の改善や、観光バスの駐車時間の延長など引き続き改善をおこなうこと。ショットガン方式については、待機場を近くに設置するなど見直すこと。
- ③13 交通不便地域対策は、京都市が責任をもって重点政策として取り組むこと。
- ③14 交通バリアフリー構想の推進にあたっては、「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。
  - ・JR西大路駅のバリアフリー化計画については、現駅舎を中心とした改修を急ぐこと。
  - ・JR桃山駅のバリアフリー化にあたっては、住民要望の強い「既存トイレの改修」に取り組むこと。
  - ・要望の強い京阪鳥羽街道駅についても早急に具体化すること。
- ③15 民間バス事業者に対して、バス待ち環境やバス停バリアフリー化予算を増額するなどの支援を強めること。
- ③16 JR奈良線の複線化事業にあたっては、周辺住民の要望にもとづいて事前の騒音調査・家屋調査等を丁寧に行うこと。

## ◆市バス・地下鉄の改善を

- ③17 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。
  - ・民間の参入・撤退を自由にする規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。
  - ・公営バス事業にたいする国の補助制度をあらゆる機会を捉えて他都市とも連携して確立すること。
- ③18 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。区役所をはじめ公共施設へのバス路線を拡充し市民の利便を図ること。そのための一般会計からの必要な補助金を確保すること。
- ③19 初乗り運賃が日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。周辺部を含めて市内全域を均一区間とすること。
- ③20 バス一日券は500円に値下げすること。バス一日券及び昼間割引券は市内全域で利用できるようにすること。
- ③21 バス運転手の「若年嘱託制度」は同一労働同一賃金に反するものであることから、制度を廃止して正職員とすること。
- ③22 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として把握し、責任を持つこと。さらに、安全対策についても直営と同じ対応をすること。
- ③23 回送バスを減らすこと。
- ③24 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。
- ③25 バス待ち環境の改善を計画的に進めること。ベンチや上屋は、設置困難箇所についての研究をすすめ、設置箇所を増やすこと。
- ③26 バスとバス、バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし、利便性の向上を図ること。
- ③27 すべての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。利用料金を引き下げること。
- ③28 地下鉄ホームのベンチを増やすこと。
- ③29 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。
- ③30 整備部門の民間委託を撤回し、技術継承を図るため、整備士の計画的採用・養成をすすめること。
- ③31 住民や自治団体の行う自主的なバス運行について、歩くまち京都推進室や区役所等とも連携して支援すること。地域のまちづくりと連携する路線・ダイヤの充実を図るとともに他の交通機関と連携し、いっそう便利なまちづくりをすすめること。

## 9 生活道路優先の道路環境整備を

- ③② 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第3工区）の道路拡幅計画は、撤回すること。
- ③③ 国道9号線「西立体交差事業」の葛野大路区間については、国に見直しを求めること。
- ③④ 北泉通の拡幅と高野川架橋工事を中止すること。
- ③⑤ 通学路の安全について、警察や学校等の関係機関と連携し、信号機の設置、自動車のスピード抑制、細街路への流入抑制、通学時間帯の流入規制など安全対策・整備をすすめること。
- ☆③⑥ 歩道の傾斜を抜本的に改善するなど、バリアフリー化をすすめること。
- ③⑦ 土木事務所の予算を増額するなど、生活道路の補修や街灯設置などの整備を進めること。
- ③⑧ 里道については、住民要望に基づき舗装整備を行うこと。
- ③⑨ 私道の舗装整備助成についてはさらに補助率を引き上げること。L型側溝単独でも使えるようにするなど運用を柔軟にすること。
- ③⑩ 地域の実情に合わせて自転車駐輪場の整備を促進すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。
- ③⑪ 自転車走行レーンの拡充や、レーンへの自動車の違法駐車対策の強化、自動車運転者への一層の安全呼びかけ等、自転車走行環境の一層の改善をはかること。御池通の自転車レーンについては、安全対策をおこなうこと。
- ③⑫ 歩行者の安全に万全・細心の注意を払うことや保険への加入促進など、自転車利用者への安全運転徹底とマナー向上をはかる取り組みをすすめること。

## 10 公正・公開・市民参加の市政運営を

- ③⑬ 特別自治市の検討を中止すること。
- ③⑭ 関西広域連合から脱退すること。
- ③⑮ 岡崎活性化ビジョンについては根本から見直し、MICEや夜の賑わい創出に偏重した観光客呼び込み方針と過大な施設整備方針を改め、地域住民の生活と営業を守る計画とすること。岡崎・南禅寺界隈の別荘庭園群の歴史的文化的景観を壊すホテル建設の中止を求めること。
- ③⑯ 市有公共施設へのネーミングライツは実施しないこと。
- ③⑰ 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守、雇用の継続など行政水準と労働条件の後退をまねかないよう、予算措置を含め公的責任を果たすこと。指定管理者制度における利用料金制度は行わないこと。

- ③48 会計年度任用職員導入は、国に撤回を求めること。市職員は正規職員を基本とすること。非常勤嘱託員等は正職員との均等待遇とし、処遇を改善すること。更なる職員削減につながる職務廃止は行わないこと。
- ③49 債権管理条例に基づく、機械的な徴収は行わないこと。滞納処分は、所得税法に基づき、被処分者の生活費の確保は厳守すること。
- ③50 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。
- ③51 技能労務職員の50%削減及びごみ収集業務の70%民間委託化方針を撤回し、直営を堅持すること。
- ③52 市立芸術大学の移転整備については、教育・研究・創造の環境・条件の一層の整備・拡充を前提に、以下の各項目をふまえること。
  - ・現大学周辺及び移転予定地周辺並びに、西京区・下京区各区住民に、現況や進捗状況について説明・報告し、意見を聞く手立てをとり、整備計画や跡地活用計画案に反映させること。
  - ・移転に伴って敷地面積が半減することは、教育・研究・創造活動の環境・条件の大きな制約になりかねない。安易に高さに頼ることなく、教育等の環境・条件の改善を図ること。
  - ・現在地については、一部、大学・大学院の機能を残すことも含め、地元住民の声も生かしながら、現役学生・院生、卒業生、留学生など文化・芸術を志す市民等のアトリエなど創作の場や、宿舎・住宅など、文化・芸術の創造・鑑賞等のできるゾーンとすること。
- ③53 「防犯カメラ」について、プライバシーの侵害がおきないように管理者に対し、プライバシー権、肖像権などを周知徹底すること。設置にあたっては、近隣住民の合意と納得が得られていることを確認すること。設置場所に、設置者、連絡先を明示させること。
- ③54 部落差別を理由にした団体や個人への特別扱いを一切やめ、一般行政に徹すること。「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。行政の主導による市民と企業への「人権啓発」の名による同和研修の押しつけはやめること。市職員の公費による参加をやめること。
- ③55 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。
  - ・「市消費者教育推進計画」の取り組みにあたっては、関係者や市民の意見を反映させること。
  - ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化し、多様化する消費者被害を防止するため、市民啓発を強めること。とくに、高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。
- ☆・特殊サギ防止のため、広報を強めること。
  - ・相談員は、専門職として雇用し、処遇を改善すること。

- ③56 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め、解決を図ること。
- ③57 国連女性差別撤廃委員会の総括所見や勧告を真摯に受け止め、一刻も早い女性差別是正のための法整備等を国に求めること。
- ③58 「きょうと男女共同参画推進プラン」について、以下の取り組みを強化すること。
  - ・働く権利を守るためにもマタニティハラスメント、セクシャルハラスメントなどの人権侵害をなくすこと。
  - ・京都市男女共同参画推進条例に違反した企業・団体の公表など、罰則規定を条例に追加すること。
  - ・男性の育児休業取得を促進するよう啓発を進めること。
  - ・市職員の管理職、審議会委員への女性の登用率をさらに高めること。
- ③59 L G B T等（性的マイノリティ）の権利保障に取り組むこと。
  - ・当事者及び支援者等の意見・要望を継続的に聞く機会をつくること。
  - ・関係課長会議を発展させ、プロジェクトチームとして専任職員を配置し、全庁的課題として市職員の教育、総合的な対策を検討すること。職員ガイドブックを活用し、全職員の研修を実施すること。
  - ・公的書類における不必要な性別欄は削除すること。
  - ・専門相談窓口の設置及びコミュニティスペースを設置すること。
  - ・市として同性パートナーを家族と承認するパートナーシップ宣誓証明制度又はパートナーシップ条例ををすること。
  - ・同性パートナーを家族として、市営住宅への入居を認めること。
  - ・多目的トイレを大幅に増設し、「誰でもトイレ」等と表示し誰もが使用しやすくすること。
  - ・京都市自殺対策計画にL G B T等を盛り込むこと。
  - ・教育委員会として全教職員や児童・生徒・保護者への教育・研修及び啓発活動に努めること。
  - ・学校施設のトイレ、更衣室、制服の扱い等当事者の意思を尊重し、対応すること。
  - ・市職員の同性パートナーを家族と認め、手当等の検討をすること。
- ③60 家族従業者の働きを認めない所得税法56条について、「見直しの検討」を求める国連女性差別撤廃委員会の勧告に基づき廃止するよう国に求めること。
- ③61 D V相談支援センターの相談の増加にみあう体制や支援の拡充を行い、被害者の自立へ継続的支援を行うこと。
  - ・民間シェルターへの補助の拡充、公的シェルターの設置などを行い、公的責任を果たすこと。
  - ・デートD V等、中・高校生や青少年へ教育・啓発活動を強めること。
- ③62 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位に産業、医療、保育、教育、交通などの

支援を強化すること。定住促進をはかること。「京北地域活性化ビジョン」の市民意見募集に反対意見が多く寄せられた学校の統廃合は行わないこと。2016年2月市会の附帯決議に基づき、市民の声をしっかり聞き反映させること。

③⑨ 被爆者援護と平和行政の具体化・推進を図ること。

- 広島、長崎、沖縄への修学旅行の実施や、被爆・戦争体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。
- 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。
- 被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。
- 国に対して、原爆症認定訴訟判決をふまえて、原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。
- 平和首長会議がすすめる「2020ビジョン」の早期達成を、他の自治体に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し、公共施設を使えるようにすること。
- 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。